

個人のお客さま 各位

日本海信用金庫

### 預金口座付番のご案内について

当金庫をいつもご愛顧いただき、ありがとうございます。

2024年4月1日から、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づき、個人のお客さまが金融機関で預貯金口座の開設をされる際には、お客さま名義のすべての預貯金口座について、個人番号を利用して管理すること（以下「付番」という）を希望されるかどうかのご案内をさせていただくこととなりました。

つきましては、当金庫での預金口座開設の際には、付番のご案内をし、希望の有無を確認させていただきますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（ご留意いただく事項）

#### ①付番の申出、承諾について

以下の点についてご理解のうえ、付番の申出、承諾をしてください。

- 預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

（注）上記に加え、2024年度末頃から、災害時又は相続時において、預貯金者の個人番号の利用により預貯金者又はその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となります。

なお、申込により提出いただいた個人情報の利用目的は、当金庫の店舗掲示またはホームページ掲載の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）でご確認ください。

#### ②必要書類等について

以下の書類等をご準備のうえ、付番の申出・承諾をしてください。

- 顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。
- 申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

以 上